

令和7年度 守口市くらしの応援商品券

取扱店舗募集要項

■事業の趣旨

守口市独自の物価高騰対策として、市内全世帯に対して、市内各店舗で利用できる「守口市くらしの応援商品券」を発行し、市民の生活安定や市内での消費喚起により市内事業者の経済的支援に資することを趣旨とする。

1. 商品券の事業概要

- (1) 名称 守口市くらしの応援商品券発行等業務委託
- (2) 発行者 守口市
- (3) 発行総額 337,500,000円
- (4) 発行数 75,000冊
- (5) 額面 1冊4,500円
- (6) 商品券券種1冊(500円×9枚綴り)
A券: 中小店専用券 5枚 B券: 共通券(※)4枚
※大規模小売店舗立地法に基づく届出をしている店舗を含むすべての取扱店舗で利用可能。
(大規模小売店舗立地法に基づく大型店舗は商店街組織等を形成しているものを除く。)
- (7) 利用期間 令和7年12月17日(水)～令和8年2月27日(金)
- (8) 交換方法 交換窓口にて引換券と商品券を交換
- (9) 引換店舗 40ヶ所程度を予定(調整中)交換窓口にて引換券と商品券を交換
- (10) 引換期間 令和7年12月17日(水)～令和8年2月27日(金)
- (11) 引換対象者 市の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主となる者
※基準日時点(令和7年9月1日)に守口市の住民基本台帳に記載のある全世帯
- (12) 引換限度 引換券1枚につき、商品券1冊(1世帯1冊)
- (13) 利用店舗 守口市内で取扱店舗として登録した店舗
- (14) 店舗区分 大規模小売店舗: 店舗面積が1000㎡を超える小売店及び集合店舗

2. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です
- (2) 商品券の利用上限はありません
- (3) 商品券を利用する者の年齢制限はありません
- (4) 商品券と現金の交換は禁止しています
- (5) 商品券額面以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい
- (6) 不足分は現金等で受け取って下さい
- (7) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい
- (8) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい
- (9) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(守口市)および受託者(株式会社日本旅行大阪法人営業部)は責任を負いません
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります

3. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金のほか、国や地方公共団体へ支払う使用料や手数料など)
- (2) 株券、先物、保険、宝くじなどの金融商品の購入
- (3) 換金性の高いものの購入(有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、お米券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、電子商品券など)
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換(チャージなど)
- (5) 商品券の交換及び売買
- (6)「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等への支払い
- (7) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (8) 医療保険や介護保険が適用されるサービスおよび商品(処方箋が必要な医薬品を含む)の購入
- (9) 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車場などの不動産に関わる支払い
- (10) その他公序良俗に反するものや、本事業の趣旨にそぐわないサービスや物品の購入

4. 取扱店舗参加資格

守口市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能であり、以下の要件をすべて満たしているものとします。

- (1)「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っていないこと
- (2) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと
- (3) 守口市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けていないこと
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(昭和40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されていないこと
- (5) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと
- (6) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
- (7) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (10) 役員等が、守口市暴力団排除条例(平成25年守口市条例第21号)に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (11) 金庫など十分なセキュリティのもとで商品券を適切かつ安全に管理できること

5. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項を厳守していただきます。

- (1) 利用可能店舗であることが明確になるよう、掲示物(ステッカー・ポスター)を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい
- (2) 利用者が利用される商品券が正規のものか必ず確認して下さい。なお、偽造防止対策がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨を守口市くらしの応援商品券事務局にも報告して下さい
※令和5年度の守口市おでかけ応援商品券や守口市スーパープレミアム付商品券、他市町村発行の商品券、または地域通貨等と間違えないようにしてください
- (3) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため裏面に取扱店舗受領印(店名が明記されたもの)を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。利用期間中における、商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です
- (5) 守口市くらしの応援商品券事業の運営にご協力下さい
- (6) 上記内容を、商品券を取り扱う全ての方(従業員含む)に周知して下さい

6. 申し込みについて

(1) 申込方法

取扱店舗への登録を希望される場合は、この「守口市くらしの応援商品券取扱店舗募集要項」に同意の上、WEB申込フォームでの申請、または別添「取扱店舗登録申請書」に必要事項を記入および署名の上、郵送、またはメール(PDF添付)にて申請して下さい。なお市内に複数の店舗を持つ事業者は店舗毎にお申込み下さい。

郵送(あて先)

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市役所 7階会議室701
「守口市くらしの応援商品券事務局」

(2) 申請期間

令和7年10月23日(木)から令和8年2月27日(金)17時30分まで。

●**第一回取扱店舗掲載受付期間** 令和7年10月23日(木)～令和7年10月31日(金)12時まで

※郵送の場合は11月4日(火) 必着

※WEBシステム及びメール、事務局持参の場合は10月31日(金)12時まで

※令和7年10月31日12時までにお申込頂き、登録審査通過店舗様は、市民へ送付する引換券発送時に同封する取扱店舗一覧にご登録頂いた店舗情報を掲載いたしますのでお早目の登録をお勧めいたします

書類不備等により登録審査が間に合わない場合は第二回取扱店舗掲載となります

●**第二回取扱店舗掲載受付期間** 令和7年10月31日(金)12時～令和7年11月20日(木)17時30分

※郵送の場合は11月20日(木) 必着

※令和7年11月20日17時30分までお申込頂き、登録審査通過店舗様は、商品券引換時にお渡しする第二取扱店舗掲載書面に店舗情報を掲載いたします

※上記、受付期間以降に追加になった店舗様は、ホームページ上にて公開いたします

(3) 取扱店舗の選定

申し込みのあった事業者につきましては、守口市くらしの応援商品券事務局の審査を経て、取扱店舗として承認します
結果については、事務局から通知します。ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります

(4)その他

取扱店舗スターターキット(取扱店舗用運営マニュアル、ポスター、ステッカー、守口市くらしの応援商品券取扱店舗登録証(以下、登録証))を後日郵送します

7. 取扱店舗の取消・損害賠償等

- (1)「守口市くらしの応援商品券取扱店舗募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害金が生じた際はご請求を行う場合があります
- (2)取扱店舗と利用者その他第三者との間の商品券に関する紛争については、発行者(守口市)また受託者(株式会社日本旅行大阪法人営業部)はその責任を一切負いません
- (3)発行者(守口市)また受託者(株式会社日本旅行大阪法人営業部)は、商品券利用取引の提供に関し、取扱店舗に対して、逸失利益、そのほかの特別の事情による損害の賠償責任を負いません。これは発行者また受託者がかかる特別の事情の発生の可能性を通知され、または知るべきであった場合であったか否かに関わりません

8. 換金について

換金は指定取扱金融機関または守口市くらしの応援商品券事務局にて受け付けます

(1)換金方法場所

改めてご案内いたします。(指定取扱金融機関または守口市くらしの応援商品券事務局を予定)

(2)換金期間

換金請求期間は令和7年12月17日(水)から令和8年3月6日(金)まで

※指定取扱金融機関または守口市くらしの応援商品券事務局の営業時間内に限ります

上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください

換金方法等の詳細は、承認後にお渡しする「取扱店舗用運営マニュアル」をご覧ください

9. その他留意事項

- (1) 取扱店舗情報(店舗名称、所在地)はホームページの「利用可能店舗」で広報します
- (2) 取扱店舗として広告などを予定されている際に、「守口市くらしの応援商品券」のデザインの利用を希望される場合は、事前に事務局までお問い合わせ下さい
- (3) 取扱店独自で商品券の販促を目的としたキャンペーンなどを実施される場合は事前に守口市くらしの応援商品券事務局までご連絡下さい

【お問合せ先】

守口市くらしの応援商品券事務局（10月下旬開設予定）

守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市役所7階 会議室701

Mail: moriguchi_kurashi@nta.co.jp

電話番号:06-6993-8710

平日 9:00～17:30（土・日・祝祭日、12/29～1/3を除く）

受託事業者:株式会社日本旅行大阪法人営業部 事業担当:神林
大阪府中央区備後町3-4-1 EDGE備後町6階